

# 事務局資料

平成25年5月14日

# 目次

---

- ① 放送分野における産活法「事業分野別指針」の策定について . . . . . p 3
  
- ② 災害対策、難聴対策としてのFM方式による置局等希望調査結果 . . . . . p 7
  
- ③ V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果概要 . . . . . p 8

# ① 放送分野における産活法「事業分野別指針」の策定について

- 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能(参考1参照)。
- 他分野では、「事業別分野指針」を作成し、生産性向上等の方向性として企業連携や事業統合等に言及している事例あり(参考2参照)。
- 地上基幹放送分野においても、「事業分野別指針」を策定し、生産性向上等に関する方向性として、分社化、持株会社化、事業統合等に言及することにより、事業者における主体的な事業再編を後押しする。

## 民間地上基幹放送の「事業分野別指針」 ～生産性向上等に関する方向性の記載イメージ～

- ① 災害放送等の公共的役割を担う放送事業の健全な発達のため、視聴者保護の維持・向上、放送の地域性・多元性・多様性の確保、ネットワーク維持に配慮しつつ、ハード・ソフト分離制度、認定放送持株会社制度等を活用した分社化、合併、子会社化、持株会社化等の事業再編、放送番組の共同制作・共同利用等の緩やかな連携等により、中核事業であるテレビ事業、ラジオ事業を強化しつつ事業再構築を進める。
- ② 地上テレビ、BS、CS、AMラジオ、FMラジオといったメディアを超えた連携、キー局、ローカル局といった地域ごとの連携等を通じ、以下のような生産性の向上等を実現。
  - a. コンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力の強化、インターネット等への進出による収益最大化
  - b. 経営効率の向上、経営資源の効率的配分による戦略分野への集中的配分、新規事業への挑戦
  - c. 適正なガバナンス体制の構築による意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上

# (参考1) 産活法の「事業分野別指針」について

- 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能。

## 1 事業再構築計画の認定スキーム

- ① 経済産業大臣及び財務大臣が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する「基本指針」を策定。
- ② 主務大臣が、生産性の向上が特に必要な分野等について「事業分野別指針」を策定。  
(経済産業大臣その他関係行政機関の長との協議が必要)
- ③ 事業者から「事業再構築計画」の認定申請があった場合、主務大臣は「基本指針」及び「事業分野別指針」に照らして適切なものであることを審査。

## 2 「事業分野別指針」を定めることができる事業分野

- ① 過剰供給構造にある事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの
- ② 次に掲げる事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるもの
  - a. 生産性の向上が特に必要な事業分野
  - b. 我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野
  - c. 新需要の開拓が特に必要な事業分野

※ 現在、建設業(国交省)、小売業(厚労省、農水省、経産省)、ゲームソフトウェア業、情報サービス業、研究開発サービス業(総務省、厚労省、農水省、経産省)、プラントエンジニアリング業、商社業、自動車(新車)販売業、プラントメンテナンス業、造船業(国交省)、鉄鋼産業の計11分野において定められている。(省名未記載は全て経産省単独。)

# (参考2) 「事業分野別指針」において事業再編等に言及している例

## 1 造船業 →事業統合、企業連携等に言及

### 3 造船業の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的方向性

#### 一 企業連携・事業統合

日本の造船所は、韓国や中国の造船所に比べて企業規模が小さいことから、メガコンテナ船の一括受注など、一契約で短期間に大量の船舶を建造する案件の受注への対応が困難となっている。また、1社あたりの事業規模が小さいため、財務基盤が弱く、技術開発投資や人材確保への投資規模も限定的となる。規模拡大に向けた事業統合や、同業者間のアライアンスを含めた生産体制の整備が必要である。中小造船事業者についても、経営体力、技術開発、生産設備及び人材を維持・確保する上で、企業連携や事業統合、事業引継ぎといった取り組みが必要である。

## 2 小売業 →経営統合、業務提携に言及

### 三 小売業における生産性向上に関する方向性

#### イ、1、③ 経営統合や業務提携による効率化

購買力の強化を背景とした商品の仕入れ・開発に関する取引条件の改善が期待される。さらに、独自の投資余力が比較的小さいとされる中堅・中小企業にとっても、円滑な経営統合や業務提携を実現することで、大手企業が有する物流・情報システム等の優れたインフラ機能を有効活用することが可能となり、業界全体の高効率化・高収益化が期待される。

## 3 総合商社 →事業の整理統合、関連企業の整理、グループ外企業との統廃合等に言及

### 四 生産性向上に関する基本的方向性

#### 1、イ 事業の選択と集中

総合商社は関連事業会社間の業務重複などの課題を踏まえて積極的な整理統合を進めてきたが、依然として連結対象子会社は4,000社を超えており、不採算事業からの撤退や事業統廃合など、更なる事業効率の改善余地が残っている。特に連結対象企業の子会社(いわゆる孫会社)など、多重組織構造の下層に属するような小規模事業会社には企業統制管理が行き届きにくいいため、事業の整理統合など組織の最適化を進める必要がある。

今後も、バリューチェーン全体としてバランスのとれた収益モデルの構築と収益の最大化の観点から事業の生産性と効率性を再評価した上で、グループ内関連企業の整理を推進するとともに、他業界を含めたグループ外企業との重複業務についても統廃合を促進するなど、事業効率の更なる向上と競争力の強化が必要である。

## 4 自動車(新車)販売業

### →販売店の集約・拡大に言及

#### 三 生産性向上に関する基本的方向性

##### ロ、1 経営統合や業務提携による効率化

これまでも自動車メーカー主導での販売チャネルの統合等の事業再構築が進展しているが、今後は、自動車(新車)販売業者自身の主導による販売店舗網の集約・拡大の可能性についても検討すべきである。また、整備関連業者との提携による整備サービスの効率的な運営、自動車(新車)販売業者の共同での店舗展開の推進などサービスの質を落とさずに効率化を図る取組を進めるとともに、提携等による相乗効果を生み出す取組を更に進めていくことが重要である。

## 5 情報サービス業

### →下請構造の解消に言及

#### 三 生産性向上に関する基本的方向性

##### ロ、3 産業構造の高度化

付加価値を伴わない多重下請構造の解消は、資源投入の効率化のみならず、自らの技術力の向上や、下請事業者からの個人情報流出等のリスクの軽減にもつながる可能性が大きい。また、ユーザーとの間の役割分担及び責任関係を明確化した契約を締結することにより、紛争の生じる可能性が最小化され、開発工程の効率化を実現することが可能となる。

## 6 建設業

### →2以上の企業による経営統合、事業再編に言及(認定要件化)

#### 5. 事業再生に対する支援の指針

##### (1) 過剰供給構造の是正

建設業の企業の再生は、市場の縮小を踏まえ、競争力の相対的に低い分野から撤退し、収益性の高い事業分野に経営資源を選択・集中することが不可欠である。従って、政策支援は、「企業・産業再生に関する基本指針」の「過剰供給構造問題への対応」の趣旨を踏まえ、2以上の企業による再編又は企業の事業規模の縮小がなされる場合に限り行うものとする。

##### ①事業規模の縮小

市場の縮小を踏まえた事業規模の縮小を要件とするものとする。具体的には、企業の経営再建計画の前提となる受注見通しは、直近3年間の市場の動向又は当該企業の受注動向を踏まえて策定することとし、その上で事業内容を大幅に見直し、比較優位の部門に経営資源を集中させていくこととする。ただし、特定の分野に特化した企業であって、当該特定分野が縮小傾向にない場合は、事業縮小を要件とはしないものとする。

##### ②2以上の企業による経営統合・事業再編

建設業の再編を促進していく観点から、2以上の企業の経営統合、又は共同子会社の活用等による事業統合等の事業再編を要件とするものとする。経営統合、事業再編に当たっては、市場の縮小を踏まえつつ、経営の効率化と収益性の向上が図られるよう計画の策定を行うものとする。

## ② 災害対策、難聴対策としてのFM方式による置局等希望調査結果

	FM方式による中継局の新設を希望	既存FM局の諸元変更を希望	合計
AM・短波事業者 49社	<p>38社(202局)</p> <p>(理由)</p> <p>① 既存放送区域内(外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策、都市型難聴対策、津波対策等) →38社(181局)</p> <p>② 既存放送区域外(地理的・地形的難聴対策) →9社(21局)</p>	—	38社(202局)
FM事業者 52社	7社(17局)	14社(32局)	18社(49局)
ラジオ全社合計 101社	45社(219局)	14社(32局)	56社(251局)

※ 調査期間:平成25年4月17日～5月8日

※ 複数回答あり。

※ NHKについてはAM1社、FM1社としてカウント。

※ 本件調査は、国による支援措置を前提とすることなく実施したもの。

※ 具体的な置局の場所や時期等について、今後ヒアリングを実施予定。

# ③ V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果概要

[実施期間]平成25年3月25日～4月24日

[調査等の対象]既存ラジオ事業者以外の方も含め、広く国民一般

## 1 V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望

### (1) 地方ブロック又は県域を放送対象地域とする放送

#### ○ハード事業参入希望者【計2者】

##### ①VIP※株式会社(今後設立予定)※V-Low Infrastructure Provider

- ・FM東京、各地域のマルチメディア放送(株)、その他既存放送事業者以外で共同出資
- ・全国を7地方ブロックに分け、その全てに参入を希望、各地方ブロック9セグメント

##### ②非開示希望者

#### ○ソフト事業参入希望者【計56者】

FMノースウェーブ、FM北海道、北日本マルチメディア放送、FM青森、FM秋田、FM岩手、FM仙台、FM福島、FM山形、ラジオ福島、FM群馬、FM栃木、FMラジオ新潟、上越ケーブルビジョン、テレビ松本ケーブルビジョン、東京マルチメディア放送、栃木放送、長野FM、FM愛知、FM石川、FM富山、岐阜FM、静岡FM、ZIP-FM、中日本マルチメディア放送、福井FM、三重FM、FM大阪、FM滋賀、FM802、大阪マルチメディア放送、BAN-BANネットワークス、兵庫FM、ラジオ関西、和歌山放送、FM愛媛、FM香川、FM高知、FM山陰、FM徳島、FM山口、中国・四国マルチメディア放送、広島FM、FM大分、FM沖縄、FM鹿児島、FM熊本、FM佐賀、FM長崎、FM福岡、FM宮崎、九州・沖縄マルチメディア放送、南日本放送、LOVE FM、非開示希望者2者

### (2) 一部の市町村を放送対象地域とする放送(いわゆるデジタルコミュニティ放送)

#### 【参入希望者:計14者】

いわき市民コミュニティ放送、喜多方シティエフエム、福島コミュニティ放送、水戸コミュニティ放送、まえばしシティFM、FMラジオ立川、FM戸塚、逗子・葉山コミュニティ放送、上越ケーブルビジョン(再掲)、上田ケーブルビジョン、須高ケーブルテレビ、FM-N1、FM宝塚、FMうるま

## 2 「その他※」への意見

※「日本民間放送連盟からの報告では、AM放送の難聴解消などを目的としてFM放送の活用を希望する社があるとのことですが、当該放送にV-Low帯域の一部を使用することについてどのように考えますか。」

#### 【意見提出者:計72者】